

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://www5c.biglobe.ne.jp/~hiramoto/

税理士の独り言

人生は思い描いた通りになる。だからポジティブに前向きに生きることだと言われます。筑波大学の村上和雄教授はこれを遺伝子レベルで説明しています。遺伝子にはその人の一生がすでにプログラムされていて、病気になる時期や寿命が決まっていると言います。これを「運命」や「宿命」と呼びます。しかし、最近の遺伝子研究から、環境や外からの刺激によって遺伝子の働きが変わってくるということです。「運命」や「宿命」が自分の思いや努力によって変えられるのです。

遺伝では済まされない…。

私の書棚より

○本質力とは、場を「見える化」し、「論理的に整理」し、内容の「絞り込み」をし、最終的に「ワンメッセージ」に凝縮できる力をいう。

○質問力は、仮説力・本質力・シナリオ力の組合せによって威力を発揮する。この三つの能力は、単独では存在し得ない。いつも一緒に動き、いつも同時に相乗化される。

コンサルタントの「質問力」
野口吉昭著 PHP ビジネス新書

税務アンテナ

□医療費控除の対象となる医療費とは、医師による診療や治療代、医薬品の購入代等で、納税者又はその納税者と生計を一にする配偶者その他の親族に係るものをいいます。「老人保健法」の改正により、糖尿病などの生活習慣病に関する特定健康診査を40才以上の医療保険加入者に対して行うよう義務化されました。これに伴い、特定健康診査を行った医師の指示に基づいて積極的支援により行われる特定健康指導が、日本高血圧学会等の診断基準を満たすもので、その特定保険指導を行った実施機関が証明する場合には、特定健康指導に係る指導料が平成20年分以後の所得税について医療費控除の対象とされています。

□民事再生法の認可決定等があった場合の債務免除益の課税軽減措置が拡大されています。法人税法上、所得と相殺される青色欠損金は翌事業年度以降7年間に限られますが、一時的な利益である債務免除益に課税するのは企業再生を阻害することになります。このため、期限切れの繰越欠損金も所得と相殺されるようにして、課税所得を減少させることができるようになりました。又、資産の評価替えによる評価損の損金算入も認められています。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

10月の税務スケジュール

10日	○ 9月分の源泉所得税の納付
31日	○ 8月決算法人の確定申告 ○ 20年2月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 11月、21年2月、5月決算法人の消費税中間申告

31日	○ 10月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	------------------------

今月の贈る言葉『努力する人は希望を語り、怠ける人は不満を語る』 by 井上靖